

常設審議委員会傍聴規程

平成29年7月20日
一般社団法人熊本県農業会議

第1条（目的）

一般社団法人熊本県農業会議常設審議委員会（以下「委員会」という）の傍聴は、この規定の定めるところによる。

第2条（傍聴人）

- 1 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付名簿に自己の氏名、住所、職業を記入しなければならない。
- 2 傍聴人は、定められた傍聴席以外に入ってはならない。
- 3 傍聴人の人数については、議長が制限することができる。

第3条（傍聴できない者）

次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）鈍器その他危険な物を所持している者。
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）前各号に定めるもののほか、委員会議を妨害し、又は会議場の秩序を乱すような行為をしないこと。

第4条（傍聴人の守るべき事項）

傍聴人は次の各号に掲げられた事項を守らなければならない。

- （1）委員会場における言論に対して、可否を表明しないこと。
- （2）放談等、騒ぎたてることをしないこと。
- （3）定められた場所で傍聴すること。
- （4）示威的な行為をしないこと。
- （5）前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は委員会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

第5条（写真撮影、録音等の禁止）

傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たものはこの限りでない。

第6条（職員の指示）

- 1 議長は、委員会の進行に支障をきたすおそれがあると認めるときは、職員を通じて、傍聴人に対し、必要な指示を行うことができる。
- 2 傍聴人はすべて職員の指示に従わなければならない。

第7条（違反に対する措置）

傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はそれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第8条（補則）

この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。